

# ○北海道警察ヘリポート管理規程

北海道警察本部訓令第21号

平成7年10月11日

改正 平成12年8月17日警察本部訓令第18号、19年7月25日第19号、24年3月23日第11号、令和4年3月15日第5号

北海道警察ヘリポート管理規程を次のように定める。

## 北海道警察ヘリポート管理規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 ヘリポートの管理（第4条―第8条）
- 第3章 ヘリポートの運用（第9条―第15条）
- 第4章 安全対策（第16条―第18条）
- 第5章 記録（第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この訓令は、北海道警察が使用する北海道警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、もってヘリポートを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運航の安全を確保することを目的とする。

##### （準拠）

第2条 ヘリポートの管理及び運用については、航空法（昭和27年法律第231号）、航空法施行令（昭和27年政令第421号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）その他の法令に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

##### （ヘリポートの施設）

第3条 ヘリポートの施設は、着陸帯及びこれに付属する施設とする。

#### 第2章 ヘリポートの管理

##### （管理責任者）

第4条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）にヘリポートの管理責任者を置き、警備課長をもって充てる。

2 管理責任者は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）の指揮を受け、ヘリポートの管理及び運用に当たるものとする。

3 執務時間外においては、当直責任者が管理責任者の事務を代行するものとする。

##### （管理責任者の事務）

第5条 管理責任者の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のヘリポートの運用に関すること。
- (2) ヘリポートの整備及び機能の保持に関すること。
- (3) ヘリポートの監視に関すること。
- (4) ヘリポートの警備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヘリポートの管理及び運用に関すること。

##### （禁止行為）

第6条 ヘリポートにおいては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 航空機の運航以外の目的に使用すること。
- (2) 関係者以外の者がヘリポートに立ち入り、又は物品の集積等を行うこと。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 物品を投棄すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヘリポートの機能を損なうおそれがある行為をすること。

2 管理責任者は、航空法第53条及び前項に規定する禁止行為をヘリポートの見やすい箇所に掲示しなければならない。

(維持、管理等)

第7条 管理責任者は、航空法施行規則第79条の設置基準に適合するようにヘリポートの維持及び管理を行うとともに、定期的に点検を行わなければならない。

(改修等の工事を行う場合の措置)

第8条 管理責任者は、ヘリポートの改修、補修等の工事を行う場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに、必要な標識を設置し、航空機の航行を阻害しないようにしなければならない。

第3章 ヘリポートの運用

(遵守事項)

第9条 ヘリポートを使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理責任者が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 離陸又は着陸をしようとするときは、あらかじめ管理責任者に飛行計画を通報すること。
- (2) 人員の乗降及び荷物の積卸しは、着陸帯で行うこと。
- (3) ヘリポートにおいては、航空機の発動機を停止させることなく、短時間で目的を達するようにすること。
- (4) 機体の全長が17.5メートル以上、機体の全幅が15メートル以上又は全備重量が10トン以上の航空機でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理責任者が指示すること。

(給油作業等の禁止)

第10条 ヘリポートにおいては、航空機の給油又は排油その他危険を伴う作業は実施してはならないものとする。

(要員の配置)

第11条 管理責任者は、航空機の離陸又は着陸に際しては、職員を3名以上配置し、その安全を確保しなければならない。

(運用時間)

第12条 ヘリポートは、24時間運用とする。

(使用範囲)

第13条 ヘリポートの使用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道警察の管理する航空機が離陸又は着陸をするとき、
- (2) 都府県警察、自衛隊等警察業務と関連のある機関の支援機が離陸又は着陸をするとき。

(3) その他警察本部長が特に必要と認めたとき。

(使用の承認)

第14条 北海道警察の航空機以外の航空機が離陸又は着陸をしようとするときは、あらかじめ警察本部長の承認を受けなければならない。ただし、特にやむを得ない場合は、この限りでない。

(使用条件)

第15条 ヘリポートの安全かつ適正な運用を図るための必要な使用条件は、別に定める。

#### 第4章 安全対策

(災害対策)

第16条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故に対処するため、ヘリポートに消火設備等整備計画（別表）に定める消火設備及び救難設備を備え付けるとともに、定期的に点検を行わなければならない。

2 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故態様に応じ、必要な訓練を実施しなければならない。

3 管理責任者は、天災その他の原因により、航空機の離陸又は着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに、ヘリポートの使用を禁止し、その旨を警察本部長に報告するとともに、国土交通大臣（国土交通省東京航空局空港部管理課長）に通報しなければならない。

(緊急事態時の措置)

第17条 ヘリポートに配置された職員は、航空機の事故等が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、消火、管理責任者に対する報告等の措置を執らなければならない。

(関係行政機関等との連絡)

第18条 管理責任者は、ヘリポートにおける事故等の緊急事態に備え、別に定める通達により、平素から関係行政機関等との連絡体制を確立しておかななければならない。

#### 第5章 記録

(業務日誌)

第19条 管理責任者は、飛行場業務日誌（別記様式）を備え付け、所要の事項を記録しておかななければならない。

附 則

この訓令は、平成7年10月16日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年8月17日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成19年7月25日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

## 消火設備等整備計画

最大利用ヘリコプター（機種）	富士ベル式 204B-Ⅱ型
ヘリコプターの全長	17.37m
ヘリポート分類	陸上ヘリポートH2類（高架）

消火設備の概要		(1) 主消火剤 ○ 固定原液タンク方式泡消火剤 ○ 水は水槽から供給し、泡消火栓を設置する。 (2) 補助消火剤 移動式粉末消火器を設置する。
主消火剤	フォーム名	水性膜（3%）
	水（ℓ）	水槽（6,000ℓ）から供給 （ICAO基準5,000ℓ）
	フォーム溶液噴出液（ℓ/mm）	500ℓ/mm以上 （ICAO基準500ℓ/mm）
補助消火剤	消火剤名	化学薬品粉末
	容量（kg）	33kg×4（ICAO基準50kg）
出動時間		2分以内
救難設備		ICAO基準により所要の設備を配備
備考		<事故発生時の措置> 離陸又は着陸時には、要員を待機場所に待機させ、火災が発生したときは、ヘリポートに設置の泡消火栓モニターノズル（銃）により、又は粉末消火栓のホースリールを火災発生地点まで伸ばし、消火活動を行う。

別記様式（第19条関係）

飛行場業務日誌

決裁		年 月 日（曜日）			天 候	
		記入者				
飛行場の設備 の 状 況	着 陸 帯	異常 無・有（ ）				
	脱落防止施設	異常 無・有（ ）				
	流出防止施設	異常 無・有（ ）				
	消 火 設 備	異常 無・有（ ）				
	吹流し状態	異常 無・有（ ）				
飛行場の使用 状 況	機 種	着陸時刻 (点灯時刻)	離陸時刻 (消灯時刻)	飛行目的	機 長	搭 乗 者
		： ( : )	： ( : )			
		： ( : )	： ( : )			
	： ( : )	： ( : )				
施行した工事 の 内 容						
災 害 事 故 等 (時刻・原因・ 状況・措置)						
関係機関との 連 絡 事 項						
そ の 他						

注 規格は、A列4番縦長とする。

74	40	080	飛行場業務日誌	1年
----	----	-----	---------	----